

山ノ内町庁舎内 Wi-Fi 環境整備事業
委託業務
公募型プロポーザル実施要項

令和5年6月

令和5年度 山ノ内町庁舎内 Wi-Fi 環境整備事業委託業務実施要領

1. 趣旨

本業務は、山ノ内町役場本庁舎にてスマートフォンからインターネットに接続可能なWi-Fi環境と、タブレット端末から庁舎内ネットワークに接続可能なWi-Fi環境の構築を目的とする。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として特定する。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 山ノ内町庁舎内 Wi-Fi 環境整備事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和5年度 山ノ内町庁舎内 Wi-Fi 環境整備事業委託業務公募型プロポーザル仕様書」

(以下「仕様書」という) のとおり

3. 担当窓口

山ノ内町役場 総務課 企画係 担当者名：西澤

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

TEL：0269-33-3111

FAX：0269-33-4527

E-mail：kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp

4. 提案上限額

(1) 初期構築費 (契約締結日～令和5年8月31日)

予算上限額 6,080,000 円以内 (消費税および地方消費税を含む)

5. 履行期間

(1) 環境構築業務

契約締結の日から令和5年8月31日まで

稼働開始予定日：令和5年9月 1日

(2) 運用・保守業務

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

6. スケジュール

(1) 公募要項の公表	令和5年	6月23日(金)
(2) 質問の受付締切	令和5年	6月28日(水)
(3) 質問に対する最終回答	令和5年	6月30日(金)
(4) 参加表明書提出期限	令和5年	7月11日(火)
(5) 企画提案書、見積書提出締切	令和5年	7月18日(火)
(6) 審査結果の通知	令和5年	7月21日(金)
(7) 契約締結	令和5年	7月 下旬

7. 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 山ノ内町内に本社、支店又は営業所があり、障害等に迅速に対応出来る事。
- (5) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。

8. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和5年6月28日(水)午後5時
 - (イ) 提出書類 質問書(様式1)
 - (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること
- (2) 質問への回答
 - (ア) 回答期限 令和5年6月30日(金)午後5時
 - (イ) 回答方法 参加の意思確認を行ったすべての業者にメールにて回答する

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和5年7月11日(火)午後5時
- (2) 提出書類
 - (ア) 参加表明書(様式2)
 - (イ) 会社概要

(3) 提出物について

(ア) 参加表明書（様式2）

様式2に署名と代表者印を押印し提出すること

(イ) 会社概要（任意様式）

会社概要が分かる書類を任意様式にて提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年7月18日（火）午後5時

(2) 提出書類

(ア) 企画提案書

正本1部、副本8部

(イ) 見積書

正本1部、副本8部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容またはより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、公共団体実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要 ②提案内容と同様または類似の過去3年間の業務実績
2	本業務に対する取り組み	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
3	ネットワーク、機器構成	環境構築に対する提案を、以下の項目を定めポイントを記述する。 ①ネットワーク構成

		②機器構成
7	システムの性能	以下の内容について記述すること。 ①タブレットの性能 ②システムの安定性 ③セキュリティの確保
8	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。 ①障害発生時の対応方法 ②保守運用支援内容

(イ) 見積書

以下の項目に示す、本業務の一式および内訳について見積りを提出すること。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

- ・当該業務の見積書（一式）
- ・当該業務の見積内訳書
（様式は任意とする）

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

1.1. 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして一段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 審査（書類審査）

審査は、審査基準に基づき、会社概要、企画提案書、見積価格について審査して点数化し評価点の最上位社を審査通過者とする。

1.2. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果への問い合わせには応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届（様式3）」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募

- (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上

【別紙】 審査実施要領

審査実施要領

1. 審査 (100 点満点)

評価項目に基づき評価、特に優れている、優れている、普通、やや劣る、劣る、評価に値しない、の6段階等で評価し、項目ごとの配当に合わせた点数を与える。

(提案価格評価、機能要件評価を除く)

評価項目			評価基準	配点
企画提案書 評価	業務実績	自治体等 Wi-fi 環境構築等実績	地方自治体等の Wi-fi 環境構築 を伴う導入実績は十分か	10 点
	業務執行能力	提供体制	導入実績に基づく専門知識や実 務経験を有しており、業務の実 施運用体制が適切であるか	10 点
		事業理解	本業務の趣旨や現状の課題を理 解したうえでの企画提案となっ ているか	10 点
	システム構築 能力	セキュリティ対 策・障害等対策	セキュリティ対策及び障害等対 策が適切に行われ、安定したシ ステム稼働が担保されているか	10 点
		利用	利用者の誰もが簡易かつ効率的 に利用できるような提案・工夫 がされているか	10 点
		管理	管理者が管理する上で、効率的 な運用ができるような提案・工 夫がされているか	10 点
	提案価格評 価	価格評価	構築費	構築費の提案額により評価す る。提出業者のうち、最低見積 額を提示したものを満点とし、 その他は最低見積額との比較に よる算出する